右の者に対する傷害被告事件(昭和五二年(あ)第一五六号)について、昭和五二年四月一二日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、申立人から裁判の解釈の申立があつたが、上告を棄却した最高裁判所は、刑訴法五〇一条にいう「刑の言渡をした裁判所」ではなく、かつ、同条にいう「裁判の解釈について疑があるとき」とは、刑の言渡をした判決の主文の趣旨が明瞭でなく、その解釈につき疑義がある場合であるところ、本件申立はこれにあたらないから不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和五二年六月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里